

平成 30 年 8 月 8 日
関係省庁申合せ
平成 30 年 10 月 1 日改正
令和 4 年 6 月 28 日改正
令和 6 年 3 月 6 日改正
令和 7 年 3 月 3 日改正
令和 8 年 2 月 18 日改正
令和 8 年●月●日改正

1. 趣旨

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、学識経験者から意見を聴くため、障害者文化芸術活動推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2. 構成員及びオブザーバー

- （１） 構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- （２） 有識者会議に座長及び座長代理を置く。
- （３） 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- （４） 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

3. 構成員の委嘱期間

委嘱の日の翌年度末とする。委嘱期間満了前に構成員の変更があった場合は、前任の任期を引き継ぐものとする。

4. 事務局等

- （１） 有識者会議は、文化庁審議官及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- （２） 有識者会議の庶務は、文化庁参事官（伝統文化・生活文化担当）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- （３） 有識者会議は、原則として公開とする。

(別紙)

障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員及びオブザーバー

(構成員)

小川 智紀	特定非営利活動法人アートNPOリンク事務局長
尾上 浩二	特定非営利活動法人DPI日本会議副議長
岸本 匡史	穂の国とよはし芸術劇場 PLAT 芸術文化プロデューサー
佐々木 桃子	障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会会長
柴田 英紀	独立行政法人日本芸術文化振興会前プログラムディレクター、公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー
長津 結一郎	東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科准教授
服部 正	甲南大学文学部教授
日比野 克彦	東京藝術大学長
廣川 麻子	特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長
広瀬 浩二郎	国立民族学博物館人類基礎理論研究部教授
保坂 健二郎	滋賀県立美術館ディレクター（館長）
森下 静香	一般財団法人たんぽぽの家常務理事、社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター香芝センター長
森田 かずよ	Performance For All People CONVEY 主宰、特定非営利活動法人ピースポット・ワンフォー理事長
山崎 千夏	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長

(五十音順、敬称略)

(事務局)

文化庁参事官 (伝統文化・生活文化担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

(オブザーバー)

内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省